

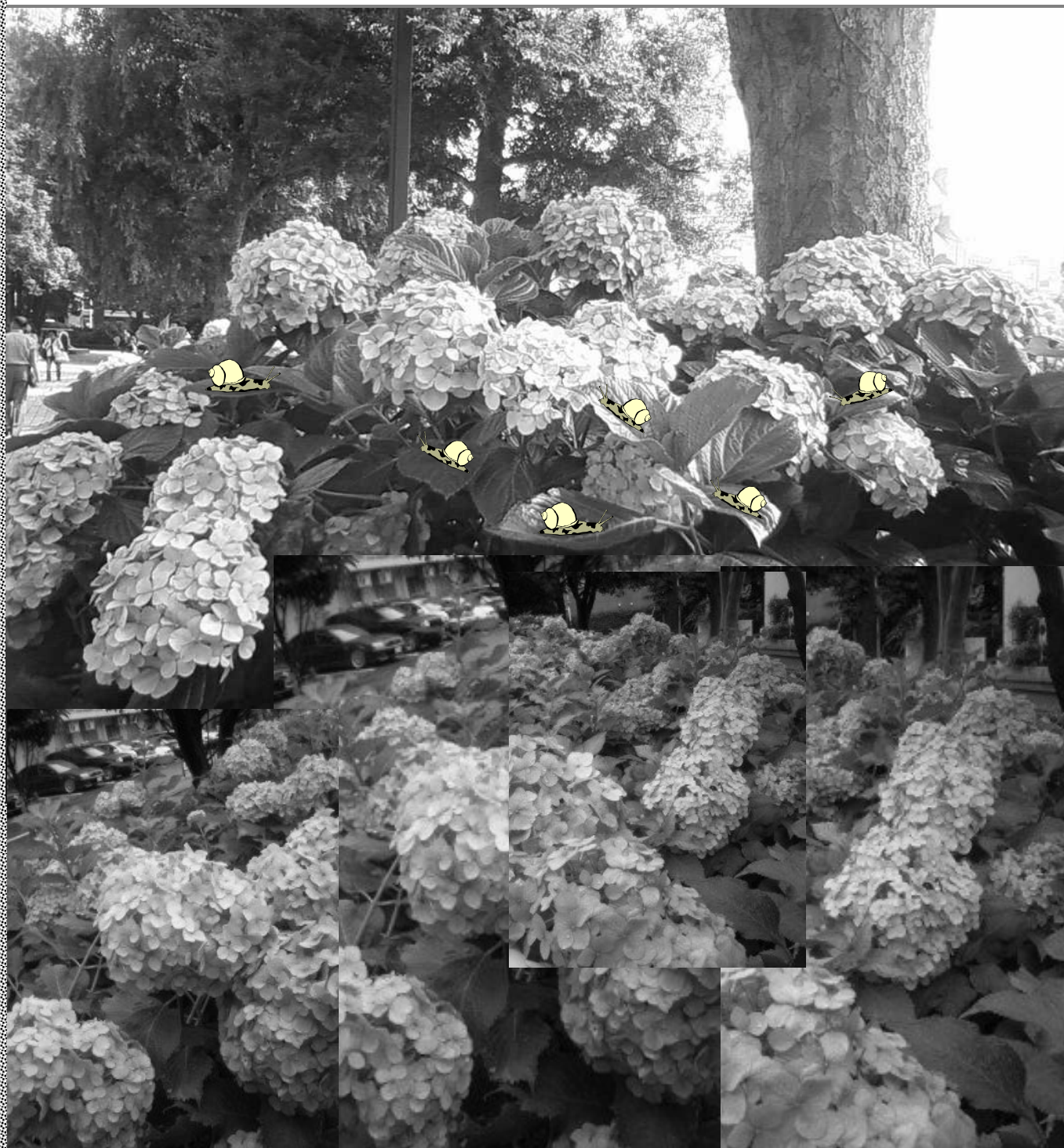
すぎなみ151便り

おとないさん

2009年

あなたは わたしの おとなりさん
わたしは あなたの おとなりさん
あなたの となりは
暮らしやすいなあ

6月号



目 次

1. 【5 月の主な出来事】
2. 【5 月のメンバー・ミーティング】
3. 【さんぽみち】
4. 【今月の「駄洒落クイズ」】
5. 【シリーズ 幻聴】
6. 【重要なお知らせ】
7. 【一美の密室】
8. 【エロジ「心の詩」】
9. 【今月の 4 コマ漫画】
10. 【我ら西永福妄想族】
11. 【ヨッチン文学】
12. 【「すぎなみ 1 5 1」スタイル】
13. 【7 月の予定】

1. 【5 月の主な出来事】

5 月 12 日（火）ボーリング大会 吉祥寺 メトロボール

5 月 20 日（水）ソフト・バレーボール合同練習 中部センター

2. 【5 月のメンバー・ミーティング】

5 月 13 日（水）

1) 「6 月の行事について」

〔連絡事項〕

6 月行事の幹事より：

6 月の行事は、6 月 18 日（木）に、劇団四季のミュージカル「ライオンキング」鑑賞に行きます。劇場は浜松町にあります。

2) 「7 月の旅行について」

〔連絡事項〕

旅行の幹事より：

7 月の旅行は沖縄に行きますが、宿泊は「ビーチパレス」に 2 泊することになりました。参加希望者は 6 月 17 日（水）までに申し込み表に名前を書いてください。

3) 「杉並区交流会について」

〔連絡事項〕

杉並区交流会の運営委員より：

毎年恒例の杉並区交流会、今年は 6 月 12 日（木）に荻窪体育館でハイパー・ピンポンがあります。

参加希望者は参加名簿に名前を書いてください。

「すぎなみ 1 5 1」は会場設営の係なので、12 時から準備を始めますので間に合うように集合してください。

当日の昼食は各自でとってから集合してください。

4)「福社会館の夏祭りについて」

〔お知らせ〕

職員より：

7 月 26 日（日）午前 11 時半から福社会館の夏祭りがあります。

5)「河北総合病院看護専門学校からの実習生受け入れについて」

〔お知らせ〕

職員より：

今年の河北総合病院看護専門学校からの実習生の受け入れは、6 月 22 日～6 月 23 日の 2 日に 3 名と、9 月 28 日～9 月 29 日の 2 日に 2 名の予定です。

5 月 19 日（火）

1)「杉並区交流会について」

〔報告〕

杉並区交流会の運営委員より：

- ・今年の競技は「ハイパー・ピンポン」です。
- ・「すぎなみ 1 5 1」からは 2 チーム参加することになりました。参加希望者は参加名簿に名前を書いてください。
- ・日時は 6 月 12 日（金）12 時迄に荻窪体育館に集合してください。
- ・体育館履きが必要です。
- ・この日、「すぎなみ 1 5 1」は開いていません。
- ・「ハイパー・ピンポン」の競技の後に、歌のコーナーがありますが、その演奏をする「ペットボトルーズ」のメンバーを公募しています。希望者は 5 月 22 日（金）までに申し込んでください。

2) 「中部バレーについて」

〔連絡〕

ソフト・バレーボールのキャプテンより：

明日 5 月 20 日（水） 中部センターでソフト・バレーボールの合同練習があります。参加してください。

「すぎなみ 1 5 1 」か現地に集合してください。

「すぎなみ 1 5 1 」からは 13:30 頃に出発します。

3) 「メンバー共用の冷蔵庫について」

〔報告〕

旧ウーロン茶委員より：

これまで、ウーロン茶を冷やしていたメンバー共用の冷蔵庫を整理して、ペットボトルが入れられるように棚を調整しましたので、各自の飲み物を入れて使ってもいいです。

4) 「区役所実習について」

〔募集〕

職員より：

職業体験の機会を提供する目的で、杉並区では区役所実習をおこなっています。実習場所は区役所と中央図書館です。

区役所では主に役所内の書類の持ち回りなどをするようです。

図書館では返却本を書架に戻す仕事などをするようです。

今回の募集は 2009 年 6 月から 2010 年 3 月までの期間についての募集です。

実習は、この期間のうちの 9 日間です。

ご連絡が遅くなりましたが、実習希望者は 5 月 22 日までに申し込んでください。

5) 「 棚の改修工事 」

〔 相談 〕

職員より：

年度初めにお知らせしましたが、「すぎなみ 1 5 1」の下駄箱、荷物置き of 棚、書棚を改修工事いたします。

荷物置きですが、1 つの高さを 20 センチにして 36 ヶ所置場を作るか、1 つの高さを 25 センチにして 30 ヶ所置場をつくるのがよいか意見を聞かせてください。

〔 決定 〕

1 つの棚を 25 センチにして、30 ヶ所荷物置場ができるように設計することになりました。

6) 「 7 月の旅行について 」

〔 お知らせ 〕

旅行の幹事より：

今年度の旅行は 7 月 8 日～7 月 10 日の 2 泊 3 日で沖縄に行きます。

参加希望者は 6 月 17 日（水）までに申し込み表に名前を書いてください。

7) 「 6 月の行事について 」

〔 お知らせ 〕

6 月行事の幹事より：

6 月の行事は、6 月 18 日（木）に、劇団四季のミュージカル「ライオンキング」鑑賞に行きます。劇場は浜松町にあります。

10 時に「すぎなみ 1 5 1」に集合。10 時 30 分に出発します。

とりあえず 15 人分のチケットは確保しました。

8) 「エレキ・ギター教室の開催要望」

〔要望〕

「すぎなみ 1 5 1」でエレキ・ギター教室を開催して欲しい。

〔検討〕

職員が教えるのも無理があるし、大きな音を出すわけにもいかない。

とりあえず、メンバーの中にエレキ・ギターを引ける人が何人かいるようなので、個別に教えてもらうほうがよいのでは。

〔結論〕

メンバー間で個人的に教えてもらう方向で要望者には再検討してもらうことになりました。

9) 「パソコン講習について」

〔助言〕

メンバーより：

今年度から「すぎなみ 1 5 1」ではパソコン講習が始まりました。

職員が教材も作っていますが、参加者はどうも教材をちゃんと読んでいないようです。

まずは、教材を読んで取り組んだほうがよいと思います。

がんばってください。

1 0) 「台所用の消耗品について」

〔呼びかけ〕

メンバーより：

台所用の消耗品が無くなったりしています。気がいたら職員からお金を預かって、自分達で買いに行きましょう。

5 月 26 日（火）

1) 「7 月の旅行について」

〔お知らせ〕

旅行の幹事より：

7 月の旅行ですが、2 日目のお昼のメニューを回覧しますので見ておいてください。

2) 「杉並区交流会について」

〔募集〕

杉並区交流会の運営委員より：

6 月 12 日（金）に予定されている杉並区交流会（ハイパー・ピンポン）に参加する選手を募集しています。希望者は参加者名簿に記載してください。

応援だけでも大歓迎です。

「すぎなみ 1 5 1」からは 2 チーム出すことになっています。

1 チーム 3 名です。

また、次回のミーティングでも募集の声をかけます。

3) 「6 月の行事について」

〔お知らせ〕

6 月の行事の幹事より：

6 月の行事は浜松町にある劇団四季の劇場に「ライオンキング」を観にいきます。

今のところ参加申込みは 18 名になりました。チケットは手配済みです。

昼食はいつもの通り、浜松町に着いてから各自で好きな店を探して摂ってください。

4) 「公園清掃について」

〔お知らせ〕

職員より：

先週公園清掃の委託を受けている事業所を対象にした会議がありました。

これまでとは、少し変更点がありますのでご説明します。

これまでは、1 袋にどれだけの量のゴミが入っていても1 袋と数えていましたが、これからは、袋一杯を1 つの単位として、袋一杯になっていない袋はその量に合わせて端数で数えるようになります。

これまで、植え込みに溜まった落ち葉は処理していませんでしたが、今後は植え込みに溜まった落ち葉も掻き出して植え込みをきれいにすることになりました。

そのほか、月報用の写真を撮影する箇所と撮影する行程が変わりました。

塵取りが壊れました。

植え込みの清掃も人手が必要になり道具もそろえる必要がでてきました。

砂場掃除用の篩も買い替えが必要です。

塵取り、熊手、篩を5 月28 日（木）までに購入します。

5) 「中部バレーについて」

〔お知らせ〕

ソフト・バレーボールのキャプテンより：

次の中部センターでのソフト・バレーボール合同練習は6 月17 日（水）です。

皆さん、参加してください。

中部バレーの日は、昼食作りはありません。

以上

3. 【さんぽみち】～河田隆利エッセイ～



『月夜の迷い箸』』

日向日陰がようやく濃くなり、木漏れ日が眩^{まぶ}しい吉祥寺通りの 佇^{たたず}まいを、朦^{もう}朧^{ろう}とした意識の中で見送りながら、寄りかかるバスの窓ガラスの肌触りは、まるで 氷^{ひょうのう} 嚢^{のう}のような冷たさだった。

核治療で注入された 0.28 ミリシーベルトの放射性物質は、殊^{こと}の外^{ほか} 喉^{のど}の渴^{かわ}きを促し、体内を駆けめぐるラジオアイソトープのえぐ味は乾いた舌に浮き出て、麻痺^{まひ}した味覚の 殆^{ほとん}どを痺^{しび}れるような酸味で覆い尽くしている。

何か口にして、どうにかこのえぐ味を一掃したかったが、何せ食欲がない。ノアールの珈琲でも 啜^{すす}って口の中を早くさっぱりしたかったが、友人の珈琲店はもう鎌倉に引越してなくなった。

初夏の蒼^{そうぼう}茫^{ぼう}とした 翠^{みどり}の生い茂る武蔵野の森をふと歩きたくなり、上水沿いの万助橋で降りて杜の中に踏み入れたものの、黒い樹冠に陽の光を遮られたプロムナードは、まだまだ暗い臙^{さつき}月の昼下がりで。

しばらくイオンとオゾンの優しさに包まれ、落ち葉が堆積したスポンジ状の柔

らかい地面と、森を縫う冷たい風の心地良さに甘えていたら、留守番電話に入っていた行きつけの中華料理店からのメッセージを思い出した。前々からお願いしていた【紫芋のお汁粉】が復活したらしいのだ。

そうそうは食べれないが、どうにか口にしないといけない。清湯スープかお粥でお腹を紛らわし、お汁粉でも啜^{しの}って今日を凌^{しの}げば何とかなる。早速荻窪の友人に相伴^{しょうばん もら}して貰おうと電話したら、車をまわすから家に来いと云う。

目が醒めたのはキッチンから聞こえてくる包丁の小気味良い音と、子どもたちの明るい笑い声だった。時計に目をやると友人の家に到着してかれこれもう5時間。すっかり眠りについていたらしい。帳^{とばり}はすっかり落ち、窓ガラス越しに見える庭の樹木が淡いシルエットの切り絵のように見える。

食卓には豚肉の豆乳しゃぶしゃぶ、海老のガーリック焼き、里芋の煮物、豆腐の白和えと色とりどりの物が並んでいたが、どうも核治療の副作用のせいなのか、ひと眠りした後でも食欲がない。

それでも折角だからと箸を伸ばしたところで、友人のカミさんに痛い処を突かれてしまった。

「あらっ、珍しいわね。あんた、迷い箸してる・・・」

「杏^{きょうりん}林の先生に何か云われたの？」

迷い箸、惑い箸、ためらい箸。

武家の作法で一番の不作法である迷い箸を、知らず知らずに犯していたのだ。

友人に送って貰い遠ざかる車に一礼し、ふと見上げれば春と夏が躊躇^{ためら}う狭間の

季節の、^{とう}臺が立った惑いの覚悟の空に、大きな望月が^{とうとう}黄金色の光を滔々と放って
浮かんでいた。

迷い箸、惑い箸、ためらい箸。

私の不覚の夜は、今日も暮れゆくのだった。



吉祥寺・竹櫨山房の紫芋のお汁粉

4. 【今月の「駄洒落クイズ」】

言葉の魔術師『謎の男 Mr.Y』が出題する、今月の駄洒落クイズはこれだ！

田舎から東京に出てくるときに必要なのは
どういう判断か？

答えは来月号に掲載されます。

5 月号の出題と答：

出題：ご主人の姓にこだわる動物は？

答　：オットセイ（夫姓）

5. 【シリーズ 幻聴】

2009 年 1 月号からはじめた連載の続きです。

幻聴にさいなまれている方から、実況中継的に E-mail をいただきました。

「幻聴ってどういうものだろう?」「幻聴にさいなまれるとどのように苦しいの
だろう?」「幻聴の苦しみをどのように理解したらよいのだろう?」「その脳内
で発生する音声の様子とは?」

その答えは、この E-mail の中にみつけれられるかもしれません。

ご本人がおとなりさんへの掲載を承諾してくださったので、何回かに分けて掲
載してみたいと思います。

幻聴の内容は人により様々のようですが、この方の幻聴による苦悩を是非共有
してみてください。

みなさんの隣にも、このように苦しんでいる方がいるかもしれません。



2009/3/4 19:50

いつかはハッキリしますが、幻聴が正体を現しそうです。見守っていてください。必ず現れま
すから。

2009/3/4 20:00

ハンドブックを送りたいと思います。でもこの内容は表面上のもので実際はこんなものではありません。

裏にまわると確かに声の人物は存在するのです。

私の存在を見ていると分かります。あることが起こりますから。

今はこれだけしか言えませんが・・・

確かに存在する。確信。

よろしく

2009/3/5 16:47

たまにこうやってメールでガス抜きをしないと負けそうで。許してください。ただ見守っていて
ください。お願いいたします。

2009/3/8 19:13

毎日のように幻聴が続いており、いささか疲れましたが、でも大丈夫。

使命を思い出しましたので。

奴らは活発に動いています。その存在を現し始めたのです。その例として私の携帯が通話中突然切れてしまうことです。それは妨害電波を出す機器を使って携帯を切ってしまうのです。その機器は秋葉原で売っています。

それに奴らは電気を操ります。ただ電源を落とすことは出来ず、出来てもせいぜいラジオにパルスの雑音を入れること、でも分かりません。奴らのことですから電源を落とすことも簡単かも知れません。ただやらないだけかも知れません。

他の人に存在を知れてしまうのは奴らにとってまずいことなのです。

私がこうやって世間に発表してしまうとは思わなかったのでしょうか。

奴らは、許さない、とっています。

奴らは私にタバコをやめろと何度も言っています。私がやめられないことを十分に承知して言っているのです。

やめようとして失敗する、そして後悔する、そこを狙っているのです。

後悔は自己否定につながりますから、やつらにとっては思う壺です。

やつらの手下は作業所に入り込んでいるかも知れません。

私の個人情報も盗まれてしまいました。どんな形で仕返しが来るのか？

現在、親をやろうとっています。やろうとはどんなことなのか？

分かりません。

* お願い

幻聴の作り方も載せてください。もっと複雑だろうとは思いますが、まだ私には分かりません。続きはまだまだあります・・・

2009/3/9 15:37

幻聴が続く間は掲載させてください。

最近私も反撃に出ていますので、幻聴も困惑気味らしいです。

幻聴は誰にも話すなど言っておりますが、私は世間に知らせる使命がありますので。

やる、やるといっていつもやらないのです。何をやるのか？日本語を知らないみたいです。

目的語を使わないし、貰う、貰うと言って何をもらうのかここでも目的語を使いません。

いつも目的語を使いません。使い方が分からないのでしょうか。

幻聴対策にはヘッドホンで音楽を聴くのが良いみたいです。

声が聞こえてきたらボリュームを少しずつあげていくともう聞こえません。

幻聴は自分のほうへ関心を向けようと必死になってきます。

それを無視して自分の好きなことに集中したほうが良いみたいです。

一人はいけません。誰かと話をしたりしてコミュニケーションをとっているときは平気です。

幻聴は気になりません。

奴らが存在するのかどうか事が起こらない限りわかりません。

現在はこんなところです。

これからもよろしくお願いします。

2009/3/10 21:42

奴らの正体がだんだん分かり始めました。

パソコン（WEB）のプロ、電気・電波に精通し、子供がいて、GPS で私の位置を知り、私がしゃべらなければすぐには考えていることは理解できないが私が以前しゃべった音声データから私の考えを解析しようとデータ集めをしています。

携帯なしで私と会話出来るやつ。しかも、やつらは何とかして私を奴らのアジトに来させようとしています。

私がいなければデータを集められず、でももうデータは全部取られてしまいました。

奴らの存在を知っているのは私一人です。今のところ。

でも私の代わりはいっぱいいるそうです。

早く私と手を切りたいそうですが・・・現在メールを打つのをやめろと言っています。

私の方がやつらの所に行くそうです。

現在音楽を聴いているので耳は音楽ですけど、聞こえてくるのは脳で聞こえるらしいです。

書くことはいろいろありますが今日はここまで・・・

つづく

6. 【重要なお知らせ】

2008 年 6 月 18 日、「すぎなみ 1 5 1」の Fax 番号が次の番号に変わりました。

Fax: 03-6666-8560

しばらくの間、03-3327-9225 でも FAX は受信していますが、お早めに FAX 番号の登録変更をお願いいたします。

7. 【一美の密室】



さて、今月号も「一美の密室」で、あなたと私、この密室で楽しみましょうね。
うふふふっ。

今日は「アジサイ」さんのお話。

アジサイには、梅雨の雨とカタツムリが印象的よね。

学名を *Hydrangea macrophylla* (ハイドラングア マクロフィラ) といいます。

シーボルトは、*Hydrangea otakusa* (ハイドラングア オタクサ) と名付けましたがマクロフィラと同じ種類です。

因みに、シーボルトが名付けた「オタクサ」という名は、シーボルトの愛人の名前が「楠本滝」=「お滝さん」だったことに由来するんだそうね。

エングラー体系では、ユキノシタ科アジサイ属に分類しています。

(エングラー体系とは、ドイツの Adolf Engler と Karl Prantl が考案した植物分類体系の 1 つ。)

アジサイの花には、ちょっとした秘密があるの。

青い花は土が酸性のときに鮮やかな青色が出るし、赤い花は土がアルカリ性のときに鮮やかな赤に発色します。この逆にすると色は褪せた色になってしまうのね。それと、土中のアルミニウムの量にも影響されるのよね。

ちょっとHなお話。

アジサイの漢字の読みを紫陽花と換えて、「しょうか? = Hしょうか?」という意味でつかったりするんですって。私はよく知らない世界だけど。

話は変わって、よくアジサイが咲かないという話を聞きますが、これは剪定を冬にしていることが原因だと思うわよ。こんな失敗はよく見かけます。

アジサイの剪定は7月から8月上旬にするのがいいわね。

花芽ができる10月までに枝を充実させることが必要なんですよ。

今日はこのへんで。ではまた来月この一美の密室でお会いしましょう。



8. 【エロジ「心の詩」】

目もとじて手を合せると心が
落ちつく日本だけでなく心は
手と手をあわせると心が落ち
つく私は宗教はやらないが
父と母に水をあげて今日一日良
い日でありますように私の病気が
良くなりますように天国で仲ど
してくださいなどと目もとじて手を
あわせると心が落ち着く不思議
目もとじて手を合せる
目もとじて手を合せておねが
いごとをする
きつとまきせになるような気がする
目もとじて手を合せるじすかに
おねがいごとをする
ありがとう

9. 【今月の 4 コマ漫画】

作：音成一郎



10. 【我ら西永福妄想族】～ 1 5 1 文芸部作品～

「僕と数学」

森重寿一

今からかなり時代を遡るが、中学生の頃数学に悩んだ。

嫌いな科目「数学」

全くわからない。でも、できないゆえに逆に数学に憧れた。

のち、こころの病気になり、入院した。

幻聴が入った。いい幻聴がささやいた。「数学をやれば今は苦しくてもいつか幸せになれるよ。」

いい幻聴は信頼しているので、早速数学の学習を始めた。そして、いろいろなことがあったりして、30 年経過した。

頭の回転が多少速くなった。難しい本も多少なりとも理解できるようになり、メリットが大きいと思っている。数学で失ったものも大きいが、得たものの方が大きい。

強迫観念にもメリットがあることに気付きました。

今は数学が好きになりました。楽しみにもなりました。

これからも、死ぬまで数学を学習します。

考えに考え抜いてひらめく瞬間が最高に楽しい。

代数の^{へいや}平野、幾何の^{うみ}海、解析の^{うちゅう}宇宙、理論の^{かぜ}風、直感のオーロラ娘、
経済数学の^{みずうみ}湖・・・

考える方法を武器にして、数学という夜明けの旅立ちをいつもしたい。

今現在、僕は幸福である。

11. 【ヨッチン文学】

『裁判員制度』をむかえて

ヨッチン

論語 第一卷 第二為政篇^{いせい} 第三章

子曰く、これを導くに、政を以てし、これを^{いと}齊^{まぬが}うるに
刑を以てすれば、民免^{まぬが}れて恥なし。
これを導くに、徳を以てし、これを^{いと}齊^{まぬが}うるに
礼を以てすれば、恥^かありて且つ格^{ただ}し。

訳：

先生がいわれた。

「法令によって指導し、刑罰によって規制すると、
人民は、刑罰にさえかからねば、何をしようと恥と思わない。
道徳によって指導し、礼教によって規制すると、
人民は、恥をかいてはいけなしとして、自然に君主になつき
服従する。」

解説：

「力にものをいわせる西洋の法治主義より、礼を重んじる東洋の徳治主義の方がすぐれている。

今、日本で「裁判員制度」がとりいれられようとしている。

私は、これは間違った選択だと思う！ 東洋の中の東洋、日本！

急ぐ必要はない！ もう一度、原点に帰るべきだ！

12. 【「すぎなみ 1 5 1」スタイル】

5 月号から、障害者自立支援法の事業体系と「すぎなみ 1 5 1」について連載しています。

法律施行から 3 年も経っていますので今更というような話題ですが、「すぎなみ 1 5 1」の今後の事業運営をどうしてゆくのがよいか、皆様が利用できる社会資源がどのようになってゆくか、皆様にとって本当は何が必要なのかを考える上でも大切なことだと思いますので、「これからのこと」として一緒に考えていきたいと思います。

前号では、現在「すぎなみ 1 5 1」の運営を維持している事業制度と障害者自立支援法が用意する通所事業制度の種類についてご紹介し、経過措置として定められている「旧法内施設」の障害者自立支援法事業体系への移行期間と「法定外（法外）施設」の新規参入期限が地方自治体により混同されている問題について触れました。

もう一度、障害者自立支援法の内、我々に直接関連のある通所型の事業体系を見てみましょう。

今回は、先月号に掲載した条文に加えて、東京都が 2007 年 2 月 21 日におこなった「障害者自立支援法日中活動サービス事業者説明会」で配布された「資料 2（指定基準について）」の「基本方針」の項目に記載されている内容を加えて掲載します。

そして、各事業の要件毎に、「すぎなみ 1 5 1」の登録利用者の活動実態と各事業制度とを、あくまで法文上に示されている事業内容と比較して、「すぎなみ 1 5 1」が事業を維持していく上で利用可能な制度がないか見てみることにしましょう。

訓練等給付事業

「就労移行支援事業」

a: 障害者自立支援法 第五条第十四項

この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

b: 障害者自立支援法施行規則 第六条の九

法第五条第十四項 に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

c: 東京都説明会資料より

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者（65歳未満に限る）に対し。

（１） 事業所における作業や、企業における実習等

（２） 適正に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援

（３） （１）や（２）を通じ、適性にあった職場への就労・定着

を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練、指導等を実施。

（ 利用できる期間が定められており、サービス提供期間は24ヶ月以内を標準とすることになっています。）

d: 「すぎなみ 1 5 1」との比較検討

・「就労を希望する障害者につき・・・」

就職を希望する方はいらっしゃいます。でも、そうでない方もいらっしゃいますので、「すぎなみ 1 5 1」は『不適合』です。

・「就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・・・」

やろうと思えば手配はできそうです。でも、「すぎなみ 1 5 1」

は就職を希望する方だけの為にあるのではないので、就職に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練だけをやっていくわけにはいきません。ですから、この点では『不適合』です。

・「就労を希望する六十五歳未満の障害者・・・」

65 歳未満というのは、老齢年金の受給開始年齢に合わせたのか、改正高年齢者雇用安定法に 2013 年度（平成 25 年度）までに定年を段階的に 65 歳までに引き上げることが義務付けられていることに合わせてあるのかよくわかりませんが、それ以上の年齢の方が利用できないとなると、利用できなくなる方もでてきますので『不適合』です。また、70 歳代でも自力でお仕事を見つけて始められた方がいらっしゃいますので、65 歳以上を切り捨てるような制度を容認するわけにはいきません。

・「通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの・・・」

「雇用されることが可能と見込まれ」るのかどうか、どのように判断するのでしょうか。

「雇用され」るかどうかは、全て雇用主側の好みに依存するわけですから、そういった意味で目の前にいる「被雇用者予備軍」だけを見て判断することはできないはずです。

「すべて国民は、勤労の権利を有し・・・」なわけですから、その意味では、全ての国民は「雇用されることが可能と見込まれ」るはずです。

ですから、その意味では、この項目については『適合』です。

・「生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援・・・」

「すぎなみ 1 5 1」では生産活動はしていません。職場体験もしていません。就労に必要な知識及び能力の向上の訓練もしていません。求職活動に関する支援は個別に対応しています。職場の開拓や就職後の職場への定着に必要な相談や支援は「ワークサポート杉並」がやっているようですが、「すぎなみ 1 5 1」ではしていません。そして、これらのことを今後実施してゆく予定や見込みもありません。この項目については『不適合』です。

・「サービス利用期間は 2 4 ヶ月以内を標準とする・・・」

この事業を利用する期限は 2 4 ヶ月以内とされています。

2 4 ヶ月以内に就職するか、就職できない方は「就労継続支援 A 型」の事業で雇用されることを目指し、「就労継続支援 A 型」の事業所で雇用されない場合は、「就労継続支援 B 型」の事業所を利用するという仕組みになっているようです。

要は、「就職」することを中心に考えられている仕組みで、人を^{ふるい}篩にかけてゆく構造になっている制度であることが判ります。

この項目については『不適合』です。

このように見ていきますと、どうやら「すぎなみ 1 5 1」の活動と現状では「就労移行支援事業」を選択できそうにありません。

この事業の内容を見ると、杉並区では「ワークサポート杉並」の

事業内容がまさに当てはまるようなイメージです。

現在「ワークサポート杉並」は「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭 35 法 123）第 9 条の 12」に基づく「障害者雇用支援センター」業務を実施しています。障害者自立支援法とは別の法律の制度で活動しているということですね。

「就労継続支援事業 A 型」

a: 障害者自立支援法 第五条第十五項

この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

b: 障害者自立支援法施行規則 第六条の十の一

法第五条第十五項 に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一 就労継続支援 A 型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

c: 東京都説明会資料より

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者（利用開始時に 6 5 歳未満の者に限る）に対し、

（ 1 ） 事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供

（ 2 ） 上記を通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への以降に向けた支援を目的として、必要な指導等を実施。

d: 「すぎなみ 1 5 1 」との比較検討

・「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき・・・」

「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」かどうか、果たしてどのように判断するのでしょうか。

「就労移行支援事業」でもみたように、雇用されることが困難かどうかは、雇用主側の好みに依存するわけですから、その判断を

することが困難です。そういう意味で「雇用されることが困難」な方はいないので、この項目は『不適合』です。

雇用することが困難な通常の事業所はあっても、雇用されることが困難の人を分別することは困難です。

・「雇用契約の締結等による就労の機会を提供するとともに・・・」

福祉施設の中で就労の機会の提供をする・・・？ 意味がよくわかりません。

福祉施設の中で就労の機会の提供はありえないと考えているので、この項目は『不適合』です。

この「A 型」事業は「雇用契約の締結等」によって勤労の機会の提供をするという点が、次の「B 型」事業と異なる点です。

雇用契約を結ぶということは、労働基準法を遵守して雇用するということを意味しているのしょうから、賃金、社会保険（年金、健康保険）、労働保険（労災保険、雇用保険）の手当もするということになります。

登録利用者が事業所の被雇用者になるということであると、事業所の被雇用者になったときに、利用者ではなくなるような気がするのですが、何か間違っているのでしょうか。

例えば、時給 800 円として、1 日 7 時間勤務で 1 月 22 日だと、月の賃金は 123,200 円です。

健康保険事業者負担 5,915 円、厚生年金保険料事業者負担 9,671 円、児童手当拠出金(事業者負担)164 円、労災保険 370 円、雇用保険 862 円で、賃金と社会保険料等を含めた月の人件費は 1 人 140,182 円。

1 日当平均 20 人が出勤すると 1 月 2,803,640 円。12 ヶ月では

33,643,680 円。

その他、既存の施設維持の職員の人件費を 3 名で 15,000,000 円と概算すると、人件費の年間総額は 48,643,680 円になります。

更に一般管理費が概算で年間 4,600,000 円、施設借り上げ費用が年間 5,000,000 円と仮定すると、生産・販売等にかかる費用を除いて、年総額 58,243,680 円の収入が必要となる計算になります。

法人の収益事業でこれをまかなうということではなく、障害者自立支援法の事業制度としてこれを実施するということを前提としているわけでしょうから、「就労継続支援事業 A 型」の給付金がこれを上回るものであれば採算がとれるということになるわけです。

もし、収益事業で「利用者＝被雇用者」分の人件費をまかなうもののだとしても、収益事業に必要な費用の他に年間 3 千万円の粗利がないと事業がなりたないということになるのではないのでしょうか。何か間違っているのでしょうか。

・「生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練・・・」

ここでいう「その知識及び能力」とは、施行規則では「就労に必要な」と明示されています。では、具体的にどのような訓練が知識及び能力の向上のためになるものと想定されているのでしょうか。

世の中に存在している業種も多岐にわたりますし、各業種の中での各被雇用者に求められる知識や能力も多岐にわたります。

パンを焼く知識や訓練を身につけても、事務仕事はできませんし、その逆もまたしかりです。

一見もっともらしく見えそうな条文ですが、現実的には実効性の

ある文章とは思えません。現実的に不可能なことは実施できませんので、この項目は『不適合』です。

・「利用開始時に 6 5 歳未満の者に限る・・・」

法律の条文には記載がみられないのですが、東京都の資料では利用開始時に 6 5 歳未満であることが条件になっています。

「就労移行支援事業」では 6 5 歳以上の方は利用できませんが、「就労継続支援事業 A 型」では、「利用開始時」に 6 5 歳未満ならよく、その後利用しながら歳をとってゆく方については継続して利用できるという点で、やや条件がちがっています。

いずれにしても、利用開始時に 6 5 歳以上の方は利用できないわけですから、先に見たとおり、この項目は『不適合』です。

このように見ていきますと、どうやら「すぎなみ 1 5 1」の活動と現状では「就労継続支援事業 A 型」を選択できそうにありません。

「就労継続支援事業 B 型」

a: 障害者自立支援法 第五条第十五項

この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

b: 障害者自立支援法施行規則 第六条の十の二

法第五条第十五項 に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

二 就労継続支援 B 型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

c: 東京都説明会資料より

(1) 企業等や就労継続支援事業 (A 型) での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者

(2) 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労支援事業 (A 型) の雇用に結びつかなかったもの。

(3) (1)(2) に該当しない者であって、50 歳に達しているもの、又は試行の結果、企業等の雇用、就労支援事業や就労継続支援事業 (A 型) の利用が困難と判断された者のいずれかに該当するものに対し、

就労の機会や生産活動の機会の提供 (雇用契約は締結しない)

上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を実施。

d: 「すぎなみ 1 5 1 」との比較検討

・「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき・・・」

繰り返しになりますが、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」かどうか、果たしてどのように判断するのでしょうか。

雇用することが困難な通常の事業所はあっても、雇用されることが困難の人を分別することは困難です。その意味では、この項目は『不適合』です。

・「生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練・・・」

繰り返しになりますが、ここでいう「その知識及び能力」とは、「就労に必要な」という意味です。そうであれば、具体的にどのような訓練が知識及び能力の向上のためになるものと想定されているのでしょうか。

世の中に存在している業種も多岐にわたりますし、各業種の中での各被雇用者に求められる知識や能力也多岐にわたります。

パンを焼く知識や訓練を身につけても、事務仕事はできませんし、その逆もまたしかりです。

一見もっともらしく見えそうな条文ですが、現実的には実効性の

ある文章とは思えません。現実的に不可能なことは実施できませんので、この項目は『不適合』です。

・「東京都の資料によると・・・」

この事業（就労継続支援事業 B 型）は、次の方が対象となっています。

- (1) 経歴を問わず 50 歳に達している人
- (2) 50 歳に達していない人のうち：
 - a) 「就労移行支援事業」を利用したけど就職できなかった人
 - b) 企業等での職務経験、あるいは「就労継続支援事業(A 型)」を利用した経験のある方

仕事をした経験の無い方で、「就労移行支援事業」を利用させてもらえなかったら、この事業を利用することができません。「就労移行支援」は希望すれば漏れなく利用させてもらえるのでしょうか。この点は疑問が残ります。

まず「就労移行支援事業所」を試してみたくても、通える場所に「就労移行支援事業所」が無い場合はどうするのでしょうか。

仕事をした経験の無い方で、「就労継続支援事業所(A 型)」を試してみたくても、雇用契約の締結までいかない場合はどうするのでしょうか。

同様に、通える場所に「就労継続支援事業所(A 型)」が無い場合はどうするのでしょうか。

杉並区には、現在「就労移行支援事業所」が 5 所、「就労継続支援事業(A 型)」が 1 所あります。

障害者自立支援法は 3 障害共通の制度とすることをひとつの方

針としていますので、原則的にはどの事業所も種別無く受け入れるようになっている筈です。ですから「これらのどこかを試してみればいいでしょ」ということになるのかもしれませんが、これらの事業所はもともと精神障害を扱っていなかった事業所です。

電話で問い合わせたところ、杉並区にある 5 ヶ所の「就労移行支援事業所」のうち、現在精神障害の方を受け入れているのは 1 ヶ所のみとなっています。その他 4 ヶ所のうち 1 ヶ所は、将来的には精神障害の方の受け入れもしてゆく方向性を持っているが、現在のところは受け入れが難しい状況であるとの説明でした。

1 所しかない「就労継続支援事業 (A 型)」は、精神障害の方を受け入れています。採用されて雇用契約が継続している方は、現在のところ知的障害の方だけだそうです。

こうした状況では、現在「すぎなみ 1 5 1」には漏れてしまう方がいそうです。また、今後「就労継続支援事業 (B 型)」の条件に合わない方を受け入れられないというのも、社会資源の役割としてどうかと思います。

この点で、「すぎなみ 1 5 1」は『不適合』です。

このように見ていきますと、どうやら「すぎなみ 1 5 1」の活動と現状では「就労継続支援事業 B 型」を選択できそうにありません。

「自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）」

a: 障害者自立支援法 第五条第十三項

この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

b: 障害者自立支援法施行規則 第六条の七

法第五条第十三項 に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一 自立訓練（機能訓練） 身体障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所（法第三十六条第一項 に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。）又は当該身体障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

二 自立訓練（生活訓練） 知的障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）又は精神障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該知的障害者若しくは精神障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

c: 東京都説明会資料より

自立訓練（生活訓練のみにについて）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、

（１） 食事や家事等日常生活能力を向上するための支援

（２） 日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援

（３） （１）や（２）を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用機関を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施。

（ 利用できる期間が定められており、12 ヶ月毎に利用更新をして、原則 24 ヶ月間しか利用できません。長期入所・入院していた方の場合には 36 ヶ月が期限として定められています。）

d: 「すぎなみ 1 5 1」との比較検討

この事業のうち「機能訓練」は該当しません。

ここでは、東京都の資料からは「生活訓練」についての記述だけを抜粋しました。

大枠では、訓練等給付の事業の中では、「自立訓練事業（生活訓練）」が、「すぎなみ 1 5 1」の活動内容に近いような気がします。

ただし、この事業は利用期限が定められています。12 ヶ月毎に利用更新して、原則 24 ヶ月までしか利用できません。長期入所・

入院していた方の場合は 3 6 ヶ月が利用期限です。

これでは、「すぎなみ 1 5 1」を現在利用されている方を期限が来たら追い出さなければならなくなります。

さて、その場合「すぎなみ 1 5 1」の後、追い出された方々はどこに行けばよいのでしょうか。

全く想像できません。

「就労移行支援事業所」にも「就労継続支援事業所 A 型」にも「就労継続支援事業所 B 型」にも受け入れてもらえない人が、この「自立訓練事業（生活訓練）」を利用するとして、期限が来れば「自立訓練事業（生活訓練）」を利用する前に受け入れてもらえなかった「就労移行支援事業所」や「就労継続支援事業所 A 型」や「就労継続支援事業所 B 型」のどこかに行くことができるようになるのでしょうか。

このように見ていきますと、どうやら「すぎなみ 1 5 1」の活動と現状では「自立訓練事業（生活訓練）」を選択できそうにありません。

地域生活支援事業

「地域活動支援センター事業」

a: 障害者自立支援法 第五条第二十一項

この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

b: 障害者自立支援法施行規則 第六条の十七

法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

c: 障害者自立支援法 第七十七条第四項

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

d: 障害者自立支援法施行規則 第六十五条の十三

法第七十七条第一項第四号 に規定する厚生労働省令で定める施設は、地域活動支援センターとする。

e: 「すぎなみ 1 5 1 」との比較検討

ここまで見てきた「訓練等給付事業」はどれも『不適合』のようです。

残るは「地域活動支援センター事業」のみとなりました。

この事業は、市町村が必ず実施しなければならない事業です。

法律上の内容を見ると、「すぎなみ 1 5 1 」の内容に合致しているように見えます。

ただし、「地域活動支援センター事業」の内容は、市町村が各地方公共団体の実情に合わせて作ってゆくようになっています。

では、ここ杉並区ではどうなっているのでしょうか。

残念ながら、まだ「地域活動支援センター事業」の内容は定まっていません（定まっていないことになっています）。今年度から、杉並区が各事業所や関係者と意見の交換を行いながら要綱の策定をおこなってゆく予定になっています。

実は、現行の杉並区の共同作業所の補助金制度は、もともと「地域活動支援センター事業」の為に準備された制度でした。ですから、現行の制度のまま、事業の名称を「地域活動支援センター事業」に変更しても不自然ではありません。

現在この制度で「すぎなみ 1 5 1 」の活動は維持できているので、事業の名称が「地域活動支援センター事業」に変わっても、杉

並区の手数料条例による事務手数料（利用者が支払うことになる利用料）が適用される問題を除いては、この事業で「すぎなみ 1 5 1」が活動してゆくことができるかもしれません。

いずれにしましても、杉並区が「地域活動支援センター事業」の内容を今年度意見交換しながら策定してゆく意向を示しているということですから、これまでの共同作業所補助金事業と同等あるいは、更によりものになってゆく可能性があるということなら、「すぎなみ 1 5 1」が選択しうる事業として期待できるでしょう。

杉並区では、将来的には障害者自立支援法以外の事業は実施しない（現行の共同作業所通所訓練事業は継続しない）意向を示していますので、「すぎなみ 1 5 1」が「地域活動支援センター事業」に『不適合』になってしまうと、事業の維持が難しくなるということになります。そうならないように、色々と検討をしていかなければなりません。

「地域活動支援センター事業」が「すぎなみ 1 5 1」にとって『適合』か『不適合』かの判断は、今後の「地域活動支援センター事業」の要綱を杉並区と我々がどのように策定してゆくかにかかっているといえるでしょう。

無い頭を絞って、あれこれと検討していますが、認識や理解が間違っていることもあるかもしれません。

お気づきの点がありましたら、ぜひご指摘いただければと思います。

つづく

13. 【7 月の予定】

空白の欄は、平常通りの活動が予定されています。

活動予定・日程は変更されることがありますので、ご了承ください。

2009年7月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
午前							お休み
午後							
	5	6	7	8	9	10	11
午前	お休み			沖縄旅行	沖縄旅行	沖縄旅行	お休み
午後				出発		到着	
	12	13	14	15	16	17	18
午前	お休み						お休み
午後							
	19	20	21	22	23	24	25
午前	お休み	 海の日					お休み
午後				中部センター ソフト・バレーボ- ール練習			
	26	27	28	29	30	31	
午前	松原教会 バザー 運営委員会 お休み						
午後							
午前							
午後							

～ 編集者のつぶやき ～

悩ましい、ああ悩ましい、悩ましい
 といっているばかりでは・・・
 いけないのですよね～

創刊： 2008 年 4 月

編集・発行者：すぎなみ 1 5 1

〒168-0064

東京都杉並区永福 4-19-4 安藤ビル 2-C

Tel.: 03-3327-9225 FAX: 03-6666-8560

E-mail: sgnm151@mx2.ttcn.ne.jp